平成２０年第３回砂川市議会定例会

平成２０年９月１０日（水曜日）第３号

○議事日程

日程第　１　開議宣告
一般質問
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

吉浦やす子君
沢田広志君
小黒弘君

○出席議員（１４名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議長 | 北谷文夫君 | 副議長 | 東英男君 |
| 議員 | 矢野裕司君 | 議員 | 武田圭介君 |
| | 増田吉章君 | | 飯澤明彦君 |
| | 中江清美君 | | 吉浦やす子君 |
| | 一ノ瀬弘昭君 | | 尾崎静夫君 |
| | 土田政己君 | | 辻　勲君 |
| | 小黒弘君 | | 沢田広志君 |

○欠席議員（０名）

○議会出席者報告○

１．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長　菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長　佐藤正一郎
砂川市監査委員　奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長　曽我治彦
砂川市農業委員会会長　奥山俊二

２．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長　小原幸二
市立病院長　小熊豊
総務部長
善岡雅文
兼会計管理者
市民部長　井上克也
経済部長　栗井久司
建設部長　西野孝行
建設部技監　金田芳一
市立病院事務局長　小俣憲治
市立病院事務局審議監　佐藤進
市立病院事務局技監　中村俊夫
総務課長　古木信繁
広報広聴課長　湯浅克己

３．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長　四反田孝治
教育次長　森下敏彦

４．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長　中出利明

５．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長　善岡雅文

６．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長　栗井久司

７．本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長　角丸誠一
事務局次長　加茂谷和夫
庶務係長　佐々木純人
議事係長　石川早苗♀

開議　午前１０時００分

◎開議宣告

○議長　北谷文夫君　おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第１　一般質問

○議長　北谷文夫君　日程第１、一般質問を前日に引き続き行います。
吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員　（登壇）　通告に従いまして、一般質問をします。
大きな１番、児童生徒のアレルギー対策について。学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが今年の４月に全国の小中高校などに配付されています。このガイドラインは、文部科学省が監修し、日本学校保健会が発行したもので、アレルギー疾患のある子供への学校での具体的な対応指針をまとめたものです。文部科学省が昨年４月に公表したアレルギー疾患に関する調査研究報告書によれば、公立の小中高校の児童生徒のアレルギー疾患の有病率は、気管支ぜんそくが５．７％、アトピー性皮膚炎が５．５％、アレルギー性鼻炎が９．２％、食物アレルギーが２．６％などと高い数値を示しています。各学校にアレルギーで苦しむ子供たちが多くいることを示しており、こうした報告書を受けて作成されたのが今回のガイドラインです。私も市内でアレルギー疾患で悩んでいる子供を抱える

母親より、専門の病院を教えてほしいとか、民間療法を勧められたが、どうしたらよいかなどの市民相談を受けたことがあり、家族の悩みの深刻さを実感しています。すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境整備を整えるためにも、このガイドラインをもとに教育委員会がリードして実効性のある取り組みが必要だと思います。

そこで、伺います。（１）、市内の小中学校で各種のアレルギーの児童生徒は何人いるのか。

（２）、今後ガイドラインに基づいて教育委員会としてどのように取り組みをしていくのか。

以上です。

○議長　北谷文夫君　教育次長。

○教育次長　森下敏彦君　（登壇）　それでは、ご質問のございました学校のアレルギー対策についてご答弁を申し上げます。

近年児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されております。また、アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、身近な学校においてアレルギー疾患を持つ児童生徒がいることを前提とした学校保健の取り組みが求められている状況にあります。こうした状況のもとでこのたび学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会から発行されたところでございます。砂川市内の小中学校においてもアレルギー疾患を有する児童生徒が存在しており、この対応については各小中学校がそれぞれの保護者、医師と連携を図りながら対応してきたところであります。

ご質問の①点目の市内の小中学校における各種のアレルギーの児童生徒についてでありますが、教育委員会として保護者に対する調査は行っておりませんが、現在各学校で把握をしている児童生徒のアレルギー疾患の有病者数は、気管支ぜんそく８０人、アトピー性皮膚炎３６人、アレルギー性鼻炎６０人、食物アレルギー６９人となっております。なお、この数値は保護者から学校に提出する保健カードをもとに集計をしたもので、医師の診断を受けていないものや既往症として掲載されているものも含まれておりますことから、必ずしも現在の正確な有病者数とは一致していないこと、またこの有病者数の中には重篤な状況の児童生徒はおりませんことをご報告申し上げておきたいと存じます。

次に、２点目の今後のガイドラインに基づいて教育委員会としてどのように取り組みをしていくのかについてお答えをいたします。一口にアレルギー疾患といいましても多岐にわたっておりますことから、これまで各学校で個人の状況に応じ適切に対応しているところであります。学校においては、保健カードで得た情報を症状によっては保護者と協議するなどしてアレルギー疾患に対する対応をそれぞれ図ってきたところであります。このたび学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが発行されましたことから、今後はこのガイドラインを有効に活用し、個々の児童生徒に最も適切な対応が可能となるよう、学校、保護者、医療機関との連携を図り、子供たちが安心して通学できる体制を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員　では、２回目の質問をさせていただきます。

今各学校でアレルギーの子がどのくらいいるかということに対して、ぜんそくが８０人、アトピー性皮膚炎が３６人、アレルギー性鼻炎が６０人、食物アレルギーが６９人ということで、砂川市内の小中学校で大体このくらいということで、重篤な子供さんはいないということでした。今回ガイドラインがこの４月に示されて、このガイドラインというのは各今ぜんそくとかアトピーとか人数報告ありましたけれども、その各疾患の原因とか症状、薬の管理なども解説して、その上で学校生活上の対策が示されているのがこの今回のガイドラインです。例えばアトピー性皮膚炎の子供には、体育の授業や休み時間には汗をかいたときに着がえをするなど、そういう対策も載せられていますし、またぜんそくの子供さんには発作を誘引するほこりが舞う掃除だとか、そういうものは免除するとか、そういうこともこのガイドラインには載せられています。あと、ぜんそくの子供さんでは薬の管理ということについても、学校によって薬を預かることができないとか、学校に持ってきてはいけないとか、今まで対応がばらばらだったそうですけれども、適切に自分で管理するということで、そういう薬のことについても積極的に支援すべきであるということなどもこのガイドラインには載っています。

そして、食物アレルギー、砂川では６９人ということでしたが、この食物アレルギーについてもこのガイドラインには、急激なショック症状を起こす場合があるのですけれども、砂川では重篤な子供さんはいらっしゃらないということでしたけれども、こういう重篤な症状を起こす場合があります。私も札幌でアレルギーの研修会にも行って勉強してきたのですけれども、そのときにもこの食物アレルギーについてのお話があったのですが、食物アレルギーの場合は問題となる食品、アレルゲンを含まない食材で食事をつくらなければならない。間違えてアレルゲンを食べてしまった場合、例えばアレルゲンになっているものは牛乳とか卵だとか、今表示が義務化されているものは小麦、ソバ、卵、乳製品、落花生とかなっていますけれども、そういうアレルゲンを食べてしまった場合に引き起こされる症状は人によりさまざまだけれども、アナフィラキシー型の反応を起こす人の場合は、微量のアレルゲンを１度食べてしまっただけでも命にかかわるほど重篤な反応を起こす可能性があるということで、研修会ではそういうお話があったのですけれども、このアナフィラキシーショックを起こしたときの対策が今回のガイドラインには載っていました。それは、全国のそういうことで悩んでいる保護者の方からいろんな声があったそうなのですけれども、このアナフィラキシーショックを起こしたときの子供に対して、その子供にかわって、学校でそういうショック症状を起こした場合に子供にかわって教職員がアドレナリン注射、製品名はエピペンというそうですけれども、この注射を打てるということが、教職員が打てるということが明記されているそうです。これは、命にかかわるショック症状なので、発生してから、発症してから３０分以内にアドレナリンを投与しなければならないというふうにされていまして、病院行くまでの間に打つ注射なのです。自分でできる子は、子供さんが自分でもって医師の指示に基づいて自分で注射できるようになっているそうなのですけれども、学校現場でそういうショック症状が起きた場合、自分で注射できる子供さんでも意識が急に低下してくると自分で注射ができない、また低学年の子供さんは自分ができないために学校が保護者のほうに連絡するそうなのです。そして、保護者に来てもらって注射をして病院に連れていくという、そうなのですけれども、そういうことが、全国的にそういうショック症状を起こすような子供さん持っている保護者の方から、緊急の場合身近にいる養護教諭など学校の職員がエピペンを打ってほしいという、そういう強い願いがあったそうです。その願いがありまして、文部科学省が厚生労働省などと協議した上で今回のガイドラインに教職員がアドレナリン自己注射を、この注射を打てるということが明記されたそうです。

そこで、この重い症状の子供さんは砂川にはいらっしゃらないということで、全国的に調べますと、そういう重いアナフィラキシー症状を起こす児童生徒は１万８，３００人いらっしゃるそうなのです。砂川においては、今はいらっしゃらないのですけれども、今後、アレルギーが多くなってきていますので、そういうエピペンが必要な児童生徒さんが今後入学してくることも考えられるのかなと思うのですが、例えばそういう子供さんが入学してこられても安心して学校生活を送れるような体制をとっていかなければならないと思うのです、命にかかわることですので。

そういうことでその食物アレルギーのことについて２回目質問しますが、食物アレルギーの児童生徒が６９人ということなのですけれども、現在学校でどのようにそのアレルギー持っているお子さんを把握し、給食はどのようにしているのかということを１点目伺います。

それから、２点目ですけれども、現在そういう食物アレルギーでエピペンという、そういう重篤な症状を起こす児童生徒さんはいらっしゃらないということなのですけれども、今後そういう方が入学してきて、してくることも考えられますので、そうなった場合教職員全員の共通理解ということもこれから必要になってくると思うのですけれども、その重篤な子供さんが入ってきた場合、今回のガイドラインに示されているエピペンを使っていくことになると

思うのですけれども、それについてどのようなお考えか、この２点伺います。
○議長　北谷文夫君　教育次長。
○教育次長　森下敏彦君　ただいまご質問をいただきました内容についてご答弁をさせていただきたいと思います。
　今回示されたガイドラインの中身につきましては、やはり個別の児童の症状、そういったものを、それぞれ子供さんのかかっている医療機関からそれぞれ子供の症状ですとか、緊急時のそういった対応等も含めて、学校で子供たちが安心して通えるような体制を整えるために必要な情報というものを主治医のほうから記入していただき、保護者を経由して学校のほうに提出していただくというようなことの内容で、個別具体的なそういうアレルギー疾患の内容ですとか、そういった部分も記載をするような形になってございます。現在市内の小中学校につきましては、先ほどご答弁を申し上げましたけれども、保健カード等で、症状のあるそういう子供さんにつきましては必要な情報を保健カードの中に記入をして管理を行っているところでございます。
　ご質問の給食センターの対応の関係につきましては、給食センターでは、食物アレルギーを持っておられる子供さんが現在市内では６９人ということでございますけれども、特にそういう食物に含まれているアレルゲンによってそういう症状を引き起こすおそれがあるということで、その生徒さんにつきましては一応４人ほどいらっしゃいますけれども、一応この方たちに対しても、そのほか６９人の子供さんに対してもきちっと給食でそういう事故が起きないように、いわゆる献立表の中にそういう含まれているそういう材料の中身ですとかそういった部分を記入をしまして、保護者のほうにもそういった部分をチェックできるような形で対応を行っているところでございます。
　また、この今回示されたガイドラインも含めてそうでございますけれども、アレルギー疾患のある児童生徒が学校での生活を安心、安全に過ごせる、そういう体制を整えていくためには、学校と保護者の間で正しい知識に基づいた円滑な意思疎通が行われるということが最も重要なことでありまして、取り組みを進めていくためには学校生活での配慮、管理に生かすことができる個々の生徒の詳細な情報というものが必要だと、そのように考えております。１回目のご答弁にも申し上げましたけれども、今後こういったガイドラインを有効に活用しながら、子供たちが安心、安全で過ごせる学校の体制づくりというものに活用してまいりたいと、そのように考えてございます。
　申しわけございません。１回目の答弁の中でちょっと説明の部分で不足があった部分について申し上げますけれども、情報につきましては管理カードの部分、今回ガイドラインで示された部分につきましては、保護者から医師に、その子の情報を医師にそれぞれ相談してその症状を書いていただいて、保護者から学校にそういった部分を提出していただく。その情報を学校で適正にそういう運用をしていくというような形でございますので、ご理解をいただきたいと思います。
○議長　北谷文夫君　よろしいですか。
〔「もう一つ、エピペンのことについて」と呼ぶ者あり〕
○教育次長　森下敏彦君　申しわけありません。現在砂川市には、重篤な子供さんはいらっしゃいません。ただ、今回のガイドラインの中でもいわゆる重篤なそういう症状を起こすお子さんに対する対応という部分では、そういうショック症状、アナフィラキシーですか、そういった症状を起こす、起こした場合にやはり緊急時に対応しなければならないということで、今回その、先ほども申し上げましたけれども、当然その詳細な情報を、医師からいただいた情報ですとか、そういったものをもとにきちっとその緊急時の対応が即座にとれるように、教職員できちっとそういう共通理解を図りながら、もしかそういう事態が発生したときには即座に対応できるような部分で活用できるように、そういう個別の個人、児童生徒の個々の情報を管理したカードを作成するようになっておりますので、そんな部分を活用しながら対応できるように今後そういった部分で取り組みを進めていきたいと、そのように考えてございます。
○議長　北谷文夫君　吉浦やす子議員。
○吉浦やす子議員　では、３回目の質問をさせていただきます。
　今それぞれ個々のそういうカードに基づいて対応していただいているということで、このガイドラインも４月に発表されていますけれども、砂川には６月に示されたというふうに聞いておりますが、これからだと思います。これから各学校でガイドラインに基づいた取り組みをしていかれると思いますけれども、今まで学校によっていろいろ格差があったアレルギー対策がこのガイドラインが示されたことによってすべての児童生徒に医師の指示に基づいた対応ができる、そういう道が開かれたのだと思います。しかし、このガイドラインができても実行されなければ意味がなくなると思います。今できたばかりですので、これからぜひ子供たちが、アレルギーで悩む子供たちが安心して学校生活を送れるような、そういう取り組みをぜひやっていただきたいと思います。
　それで、最後に質問なのですけれども、健康教育ということについて伺います。アレルギー疾患でぜんそくの児童がほこりを立つときに掃除をしなくていいとか、そういう免除をされたり、アトピー性皮膚炎の子が皮膚が汚いという、そういう皮膚の症状を汚いと言われたり、あと食物アレルギーの子供が皆と同じものを食べられないという、そういうことでみんなと違うということでいじめにつながったりすることがあるそうなのです。それで、健康教育ということが大事だと言われていますけれども、いろいろ調べてみましたら、東京都内のある中高一貫教育をしている私立高校で保健体育の授業で、あるクラスの生徒全員にぜんそくの病態や治療の話をしたそうなのです。そのお話をした後、聞いてみると、生徒に聞いてみると、自分の生活を見直すことができたとか、体力をつけなければいけないということだとか、ストレスとか食事のことに気をつけようと思うようになったという、そういう生徒やぜんそくの友達へ助けてあげる、支援してあげる、共感の気持ちを、そういう友達に対して共感の気持ちを持つようになった、それから喫煙に対する批判の気持ちが出てきた、自己管理の大切さ、そういったことを含めていろんなことの気づきがあったということが報告されています。そして、その授業が終わった後ぜんそくで困っている人に対して何ができるかということを聞いてみると、生徒が友達がぜんそくで困っていることを知ったら、支えてあげたいという共感の気持ちが持てるようになったということで、すごくいい効果があったということが載っておりました。こうした健康教育を行うということも大事だと思うのです。あと、アレルギーの子供さんも先ほど人数見ましたら、やはり多いなというふうに思いました。ある小学校の校長先生にこの間お会いしましたら、アレルギーの子供さんが多いですという、そういうお話しされていた校長先生もいらっしゃったのですけれども、そういう健康教育を行って病気を正しく理解するということで、今学校の教育に欠けがちな共感する心を育てるということにつながるのではないかなというふうに思います。そういうことで、今後いろいろ各アレルギーの疾患に対するガイドラインでこういう子にはこういう処置をしなければならないとか、ありますけれども、それと同時に健康教育もしていく必要があると思うのですけれども、教育委員会としてのお考えを伺います。
○議長　北谷文夫君　教育次長。
○教育次長　森下敏彦君　ご質問にございましたとおり、健康教育の必要性という部分については私どももそのように認識をしてございます。アレルギーを持った子供たちが、子供たちの正しい理解がされないがためにいじめに遭ったりとか、こういった部分については当然十分配慮をしながらやっていかなければならないと、そのように考えてございます。アレルギー疾患の児童生徒への取り組みを進めていくことの重要性という部分については、そのように認識をしてございますし、その際のそういう内容等々につきましては、それぞれ児童生徒に対してどのような説明をしていくのかという部分については、当事者である児童生徒ですとか保護者からいただいたそういう内容等々含めて、それぞれの子供たちの発達段階において適切な内容を理解できるような形で教育をしていくということは必要なことだと、そのように考えておりますし、こういった部分についても各学校のほうに周知をしてまいりたいと、そのように考えてございます。
○議長　北谷文夫君　沢田広志議員。
○沢田広志議員　（登壇）　それでは、通告に従いまして、大きく２点について一般質問を行います。

大きな１点目として、市町村合併についてであります。砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町の２市３町で合併の可能性を探るために協議してきた地域づくり懇談会が７月の２８日に解散することとなりました。そこで、次のことについて伺います。
小さな１点目として、砂川市は将来も単独で自立したまちを目指していくことができるのかについて。
小さな２点目として、今後市町村合併について砂川市みずからが近隣自治体へ働きかけをしていくことはあるのかどうかについて。
小さな３点目として、今後再度市町村合併について協議するときはどのような状況、条件が整った場合となるのかについて。
小さな４点目について、合併について協議の場がない現在、砂川市が国への陳情、要望をする場合、国との関係で影響出ないのかについて。
小さな５点目として、広報すながわの９月１日号に掲載された次のことについて、①、さらなる連携の検討を確認とあるが、今後どのような連携が考えられるのか。このことについては、昨日の中江議員の質問と同じで、質問から答弁では病院の連携、広域消防組合、さらには給食、学校給食事業ということの答弁もありましたが、もう少し具体的なこともお聞きしたいと思っておりますので、あえて質問をさせていただきます。
②として、今は今後どのようなまちづくりを目指していくかを考える大切な時期ですとは、どのような考えなのかについて。
小さな６点目として、地域づくり懇談会の協議を通して財政問題以外で何がしかの成果があったと思われますが、それはどのようなことであったのかについて伺います。
次に、大きな２点目として、砂川市地域防災計画について伺います。最近の異常気象とも思われる局地的集中豪雨、ゲリラ豪雨などによる自然災害が全国のあちこちで多くの被害を与えています。さらに、いつ起こるかわからない地震への対応など、状況を見据えて防災に向けての意識と対応が必要と思います。そして、平成１１年３月に承認された砂川市地域防災計画がはや１０年目となり、この間新しい公共施設も建設されて地域の実情が変化し、通信手段などの技術も向上がなされてきてさま変わりをしてきていることから、次の点について伺います。
小さな１点目として、地域の実情や現在の状況に合わせて文言整理など、計画の見直し、または修正が必要と思うが、どのように考えているのか。
小さな２点目として、この計画には災害に備えた市民の責務が盛り込まれております。災害に備えた全市的な防災訓練の実施に向けて、訓練計画を作成して実施が必要と思いますが、その考えについてを伺いたいと思います。
以上、１回目の質問といたします。
○議長　北谷文夫君　副市長。
○副市長　小原幸二君　（登壇）　私から、１点目の市町村合併にかかわるそれぞれの質問についてご答弁を申し上げたいと存じます。
初めに、１点目の砂川市は将来も単独で自立したまちづくりを目指していくことができるのかということでございますけれども、将来のまちづくりに関しましてはいろいろな面での検討が必要と思われます。今後の財政運営を、財政運営について考えると、今後の景気がどうなるのか、あるいは地方交付税がどのように推移をしていくかにも大きく影響するところでございます。さきに将来の財政見通しを作成した中では、従前にお示しした見通しに比べ、平成１９年度の行政改革の実施や２０年度の地方交付税の増などもあり、改善が見られたところでございます。当面は、基金を取り崩した中での財政運営で乗り切れる見通しでありますけれども、将来において持続可能な財政運営を目指していくためには、さらなる行財政改革の実施が必要となることも考えられるところでございます。
次に、２点目の今後市町村合併について砂川市みずからが近隣自治体へ働きかけをしていくことはあるのかどうかということでございますが、今回の２市３町地域づくり懇談会の設置に関しましては、北海道の市町村合併の組み合わせ構想を受け、奈井江町長の呼びかけにより協議を行ってきたものでございます。今後も合併協議に関しましては当市のほうから積極的に働きかける考え方はありませんし、非公式に他市町から協議の打診があっても早急に検討することはございません。
３点目の今後再度市町村合併について協議するときはどのような状況、条件が整った場合となるのかについてでございますけれども、当市から積極的に動くことはございませんが、例えば２市３町地域づくり懇談会で要望した支援額のめどが立った場合や北海道から違う組み合わせが示された場合などは、皆さんとともに慎重に協議をしながら合併についての協議を進めていくかどうか考えてまいりたいと考えております。
４点目の合併について協議の場がない現在、砂川市が国への陳情、要望の場合に影響がないのかということでございますけれども、合併新法においては自主的な市町村の合併推進を目的としていること、また新たに都道府県知事が構想対象市町村に対して合併協議会を設けることについて勧告ができるようになったところではございますが、北海道の姿勢は地域みずから主体的に考え、決定する方針であることなどを考えると、今後の砂川市における国や北海道との関係において特段の影響は生じないものと考えております。
５点目の広報すながわに掲載されたさらなる連携の検討を確認、また今は今後どのようなまちづくりを目指していくかを考える大切な時期ですとはどのようなことを考えているかについてでございますけれども、さらなる連携の検討を確認とは、この地域は小規模な自治体が非常に多いということから、事務事業の効率化を進めることが必要であり、現在行っている広域連携の拡大など、今後連携、共同などのできるものについて検討する必要があることをそれぞれ各首長が確認したところでございます。また、今後どのようなまちづくりを目指していくかを考える大切な時期ですとは、少子高齢化時代を迎え、地方分権が進み、合併新法の期限も平成２２年３月と迫り、また地方分権改革の議論も行われている状況において基礎自治体の充実強化が求められることを考えると、今は将来のまちづくりについて議論をする大切な時期と考えているところであります。
最後に、６点目の地域づくり懇談会の協議でどのような成果があったのかについてでございますけれども、２市３町の地域づくり懇談会での協議では、各市町の財政状況や諸課題を包み隠すことなく示しながら慎重に議論を行ってきたところでございますので、各市町の実情を踏まえ、今後地方分権の進展を迎えた中でそれぞれのまちで将来のまちづくりを考えていくときにさらなる連携、共同についての検討が必要であることについての意識確認ができたことが成果ではないかと考えておりますことでご理解をいただきたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　（登壇）　私のほうから、２点目の砂川市地域防災計画についてのご質問にご答弁を申し上げます。
（１）の地域の実情や現在の状況に合わせて文言整理、計画の見直し、または修正が必要と思うが、どのように考えているのかについてのご質問でございますが、砂川市地域防災計画は災害発生前における体制から災害の復旧まで記載されたものであり、この計画に基づいて防災対策を講じているところであります。現在は、市の組織機構の変更があった際に差しかえをして災害対策本部体制や配備体制を明確にし、災害発生時に支障のないよう職員に配付するとともに、庁内ＬＡＮを通じて周知しているところであります。議員ご質問のとおり、地域防災計画は平成１１年に阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、地域に対する備えを加えるために全面的な内容の修正を行いましたが、それ以後の社会情勢の変化、公共施設の建設、災害の教訓、防災関係法令や用語等の改正などにより、実情に沿った計画とするための内容検討を進めておりますので、修正内容がまとまった際には砂川市防災会議においても十分にご審議をいただき、文言整理とあわせて修正してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
次に、（２）の全市的な防災訓練の実施が必要と思うがの質問でございますが、防災訓練は災害応急対策を迅速に

実施するため、また災害に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図るために必要であると考えております。本年は、北海道開発局石狩川開発建設部主催の石狩川水防公開演習、昨年は石狩川中流・空知川洪水危機管理演習に総務部、建設部、消防職員等の防災関係職員が参加し、実際に災害が発生したことを想定して防災計画に基づく演習を行っております。議員ご質問の全市的な防災訓練については、防災関係職員のみならず地域住民や関係機関に参加をいただき、市民の防災意識を高めるために必要と考えておりますが、今後訓練の規模についてはどのような災害の想定をするかを検討し、あわせて実施時期や訓練内容並びに関係機関との連携についても十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　沢田広志議員。
○沢田広志議員　それでは、再質問ということでさせていただきたいと思います。
　初めに、市町村合併について副市長から今、私も幾つかにわたって質問させていただいている答弁をいただいたところでありますけれども、一つ一つ確認もさせていただきながら質問させていただきたいなと思っています。
　まず、小さな１点目の砂川市将来単独で自立したまちづくり目指していけるのかということについては、今ほど副市長からは財政運営のこと、経済、交付税のこと含めて、強いて言うと財政の推計表、これはいろんな諸要件、条件に基づいてつくられている１０年間のものなのですけれども、そういったことを含めながら、基金を取り崩していくというような話と、その状況によっては行財政改革が必要となることもあるのではないかというような話もされております。この財政推計に基づいていきますと、確かに財政推計表、普通会計ベースによると、平成２２年度の歳入歳出合計の収支状況でマイナスに転じていくわけでありますし、そしてマイナスに転じていった部分を含めてどういうふうに対応していくかというと、これは先ほど基金の取り崩しというような話もありましたけれども、毎年の収支不足額を基金、これ財政調整基金ほか幾つかありますが、これを取り崩していっても平成２８年度末残高ではマイナスになっていくということ、強いて言うと平成２８年度はまだこれから先の話でありますけれども、強いて言うと平成２３年度からは新しい総合計画のまちづくりの入っていくその間にも入っていくのかなと思うのですが、そういったこと含めまして自立していけるのかどうかということ、基金を取り崩してでもしばらくやっていくのかなとは思うのですが、この辺本当に自立したまちづくり進めていくことができるのかどうかを非常に不安でもあります。そのこと含めていま一度その辺の答弁をいただけるのであれば、答弁をお願いしたいというふうに思います。
　それと、２点目の砂川市みずからが近隣自治体への働きかけについては、特に働きかけはしていかないということ、それと他市町から非公式な要するに合併についての話が来た場合でも早急な検討はしていかないというような話として答弁をいただきました。まさに今回の２市３町というのは、道が策定したクラスター分析に基づいた２市３町に基づいて合併ができるのかどうかという可能性を探るための地域づくり懇談会であるということは私も承知しているところであります。この辺砂川市としての考え方がそういうふうにあるのだなということで、理解というよりはそういう形を改めて私の頭の中に入れさせていただきたいなと思っています。
　それと、３点目に再度市町村合併について協議するときはどのような状況、条件が整った場合ということでの、こととでありますが、道からまずは１つは２市３町地域づくり懇談会が約４０億円の不足についての財政支援がしっかりとした回答がなかったということからの解散になったきっかけでもあると思うのですけれども、支援額のめどが立ったとか、道からまた違う組み合わせの話が来た場合とかいった場合に検討する必要があるのだろうということで、すぐに改めて市町村合併についてを検討するということではなくて、検討する必要があるかどうかをやっぱり改めて検討するのかなというふうに思いました。
　それで、４点目なのですけれども、私強いて言うと４市２町の合併もしている、合併協議会も動いているときも含めていろんな風の便りだとか、私も厚生労働省とか経済産業省に行ったときもちらっと聞かれたのが、当時は合併について取り組みはどうされているのですかねというような話もされました。そういったことからちょっと心配だったのが、やはりいろんな形で市長も国へ行かれる、国の機関に行かれるわけですから、またやはり市町村合併について取り組んでいるのかどうかということを聞かれることによって、もし、今までは２市３町の地域づくり懇談会をしていることによってまだ合併をするかどうかは別にしても取り組んでいたという形はあったけれども、今現在ないだけに、この辺は少し心配だったなというふうに思っています。そのことについては、副市長からは今のところなしというようなことで私は受け取っていきたいと思いますけれども、この辺は４については特段答弁は要りません。
　それで、（５）番目の、これは中江議員さんが昨日質問したと同じように、要はさらなる連携の検討ということの中でいま一度私も聞かせていただきたいと思うのが、確かに病院の連携、広域消防組合、学校給食事業ということで昨日の答弁もあったわけですけれども、今後連携をすることを、連携について検討することを２市３町の首長さん方も確認し合ったということなのですけれども、であれば今後その連携についてどのような形で、または方法で検討協議をしていこうとされるのか、もしその辺の話があるのであれば聞かせていただきたいなと思いますし、またその連携についての協議がいつごろから始められていこうとするのか、そのことについてもいま一度聞かせていただきたいと思います。やはり連携をするということは、砂川市にとってもメリットがなければいけないことだなと思っています。先ほどの答弁の中でも事務事業の効率含めてやはり連携ということが出てきていると思いますので、やはり砂川市にとっても事務事業の効率を含めてメリットがなければ、この連携ということが果たしてどうなのかなと思います。この辺を払拭していただけるような部分で答弁をいただけるのであれば、お願いをしたいなと思っています。
　それと、今、今後どのようなまちづくりを目指していくか考える大切な時期ですということでの副市長の答弁、これ広報すながわの９月１日号の中でも十分掲載されている内容と同じなのだなというふうに理解させていただきました。ただ、やはり今後自立したまちを目指していくことになるのかということについては、非常に大切な時期なのだなというふうに思っています。そのためには、私は行政の内部だけでこれを考えていくことになるのか、もしくは住民の皆さんとともに考えていくのかと。強いて言うと、広報すながわの９月１日号の特集号の中でも今後住民の皆さんとともに考えていくというような文言も書かれているわけですけれども、やはり私はさらにはまちの未来を住民みずからの手で描いていけるように進めていこうと、できるような形はやはり必要なのではないかなと思っております。そういったことを含めて、私はぜひ、２市３町地域づくり懇談会には菊谷市長が出席をされておりますし、各２市３町の首長さんとのいろんな論議も含めて一番わかっていらっしゃるのは市長なのかなと思っています。そして、そういったこと含めまして、やはり砂川のまちづくりを最高の責任者として執行されていく市長でありますので、その辺の市長の思いと考えがあるのであればこの機会に聞かせてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
　それと、大きな２点目のほうに移ってまいりますけれども、地域防災計画についてのということですが、地域の実情に合わせての文言整理、計画の見直し、また修正ということで行政内部として周知をしながら防災会議で協議する、協議しながら文言整理をということで今部長から説明が、答弁がありましたけれども、やはりこれ、この地域防災計画ができ上がったときというか、承認された時期からもうはや１０年、その間に避難場所、避難施設とっても例えば新しい公共施設、先ほど部長からも答弁の中にありましたけれども、その中に大きくやっぱり地域交流センターゆうという大きな公共施設ができ上がってきているわけですし、これは駐車場も含めると大きな施設であると同時に、他の小学校、中学校と同じように厨房も備えているということから考えますと、新しい避難場所、または施設として今後入ってきていいのかなというふうに私は思っています。それと、やはり駅東部開発によって三砂地区がどんどん、どんどん人口がふえつつあると思っています。道営住宅、市営住宅も新しくできましたし、個人の住宅も１軒、２軒とふえつつあります。そういうふうに考えますと、あの地域には中央小学校のグラウンドと中央小学校が避難場所であり、施設であるというふうになっていますけれども、そういったことを考えますと、こういった実情含めましてやはり今後きちっとした形で考えていかなければいけないのかなというふうに思っていますし、さらにこの１

０年の中には北地区コミュニティセンター、そらっぷセンターもでき上がっています。その近隣には空知太小学校が１０カ所の避難場所と避難施設としてあるわけですけれども、このコミュニティセンター、さらには南地区コミュニティセンターは保育所との統合によってできておりますけれども、このあたりも小さくても厨房の設備、台所関係も整っております。そういったふうに考えますと、砂川市内１０カ所、大きく１０カ所に分けて避難施設、避難場所と避難施設はあるわけですけれども、さらに細分化、もしくはその大きな避難場所施設を補完できるような形の両コミュニティセンターの活用ということも必要だと思いますし、それと各町内会にやはり会館があると思います。その会館には建設の年代によって幅が広くあるわけですけれども、やはりまだ新しいと思われる会館は、いろんな形で活用をやはりしっかりと考えていいのではないかなと。というのは、結構砂川市内も高齢化率がどんどん上がってきているということと、その地域によってはその指定されている避難場所、避難施設までの距離がかなり遠くなっているといったことを含めますと、１０カ所の大きな避難場所と避難施設にプラス補完できるような小さな避難場所であり、施設ということも私は必要になってくるのかなと思っています。さらには、それによって避難経路も変わってくるかと思います。恐らく砂川市内での大規模な災害起きたとしても、全市が本当に被害をこうむるというのは本当の大きな規模の災害だと思いますけれども、ある部分では南北に長い砂川でありますので、その地域によっては避難をするべきところと避難をしなくてもいいところと出てくるかもしれませんけれども、そういったこともきちっとした形で考えられているとは思いますけれども、必要なのではないかなと。それと、砂川中学校も避難場所であり、施設となっております。しかし、道路１本挟んで砂川高校という道立高校があります。やはりこの砂川高校というこの施設、たしか、何年前か忘れましたけれども、砂川高校の体育館、当時は砂川南高だったと思うのですけれども、体育館を含めて改修をしているのです、暖房とシャワー施設含めて。あそこは、道立の学校でありますけれども、やはり砂川市内にあるというふうに考えますと、この避難場所、避難施設といったことでのこの砂川高校のグラウンド、校舎、体育館の活用について私はしっかりとやっぱり考えてもいいのではないかなと思うのですが、そのあたりを聞かせてもらいたいなというふうに思っております。

それと、（２）番目の災害、防災訓練についてなのですけれども、平成１１年３月に承認された砂川市地域防災計画の中には市民の責務ということが改めて明確に記述、掲載をされております。私は、だからこそ防災訓練は必要なのかなと思っています。これは、第３節の防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱の１０番目の項目として盛り込まれているのがこの市民の責務なのですけれども、①としては防災について家庭で話し合いを行い、安全対策を図る、②、災害時における避難場所を確認すること、③、災害発生時には自発的に地域で協力し合い被災者の相互救助、救護活動を行うとともに、地域の被害の拡大防止、防災関係機関の行う防災活動及び災害復旧活動に協力すること、④として防災関係機関の行う訓練等に参加し、避難及び救護活動と災害に対する知識の向上を図ることということで明確に記載をされて、記述されております。私は、①、②については、これはみずから自分の命は守っていかなければいけないという最低限の必要なことだと思うのですけれども、そういったときに万が一被災に遭ったときに隣近所を含めて自発的にやっぱり協力していかなければいけないという部分では、やはり訓練を通して何がしかの形を市民も知識を持ち、そして意識を、防災についての意識を持っていくということでは大事なことだと思っています。口で、言葉で言ってもこれはわからない部分でありますので、やはり今後防災訓練について検討していくということもあるとは思うのですけれども、そういったことを含めてぜひ私は、もちろん行政の内部での防災訓練を通してのいろんな問題点も把握できるでしょうし、地域住民にとっても防災訓練を通して万が一のときの対応としてこういう動きをしなければいけないといったことをできるものと思っております。まさに防災訓練の目的というのは、先ほど部長のほうからも出ておりましたように、行政と住民が訓練を通し、そして問題点も把握できるということでは重要なことだなと思っています。

そこで、改めてお伺いをしておきたいのが、防災訓練を実施するにしてもどこの地域でするのか、どのような災害による、災害の規模によってどのような規模の訓練をされるのかといったことも検討していかなければいけないということでありますけれども、まさに私は１回目の質問の中に防災訓練のための訓練計画の策定が必要だろうということで質問させていただいております。そうであれば、時期もあると思います。例えば季節ごとのこともあるかもしれませんし、そういったことを踏まえながら、であればこの防災訓練を計画をいつごろぐらいまで策定しようとする考えを持とうとするのか、そしてその計画ができ上がった時点でいつごろ防災訓練をするのか。ただ、防災訓練をするといっても地域を選定していかなければいけないということもあります。それと、地域を選定するといっても事前にいろんな打ち合わせもしていかなければいけないということも私なりに感じております。そういったことを含めますと、防災訓練に向けての計画について今後タイムスケジュール的に訓練計画策定いつごろまでとされるのか、実施地域の選定方法と選定についての考えがあるのであれば聞かせてほしいと思いますし、さらにやはり防災訓練はいつごろ実施しようとするのかについて聞かせていただきたいと思います。

以上、２回目の質問終わります。

○議長　北谷文夫君　沢田広志議員の２回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。

１０分間休憩します。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時０９分

○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

沢田広志議員の２回目の質問に対する答弁を求めます。

副市長。

○副市長　小原幸二君　２回目のご質問で何点かご質問をいただきました。順を追って申し上げてまいりますけれども、もし答弁漏れがあれば指摘をいただきたいと存じます。

まず最初に、将来も単独で自立したまちづくりができるのかというようなお話でございます。この関係については、８月の２０日、総務文教委員会でお示しした財政推計をもとに平成２７年まではそれぞれ基金を取り崩してそれぞれ財政運営ができるというような状況のそれぞれ推計表を提出したわけでございますけれども、これとてこの推計については一定の条件を設定した中でのこれは財政推計でございます。今平成２０年度末８億４，６００万ほどの基金でございますけれども、この基金についてはこれは大事に使っていかなければならないというふうにも考えておりますし、毎年この予算執行の段階で執行努力をしながらそれぞれ予算節減に、執行節減に努めてきたというような状況でございます。ですから、この推計に基づく部分では平成２７年まではこれ何とかできるであろうと。しかし、この状況の中で社会情勢なりなんなり、経済情勢、今まさに地方分権、さらには基礎自治体の部分等々とのそれぞれの論議もありますから、そこら辺についてはこれは確たるものだということには申し上げられませんけれども、現段階ではこのような形で進めていけるというふうにも考えております。

そんな状況でご理解をいただきたいというふうに考えますし、また２点目の部分で、これについては非公式な打診ではこれ動けないというような部分でございますけれども、これ内部的な可能性を探るという部分では、これは確かにできると思いますけれども、この内部的な可能性という部分では実態として２市３町の財政状況、行政運営の方向性という部分はある程度私ども理解しているつもりでございます。そんな状況の中で、もし例えばこれが非公式な打診の中で、例えば任意協議会、法定協議会というような形になってまいりますと、どうしても４市２町の法定協の協議状況、そして解散、それから今回の２市３町の地域づくり懇談会、これは非公式でございましたけれども、これも解散というような形の中で何回もこれは失敗が許されないというような状況もあることをご理解いただきたいというふうに考えます。

　それから、３点目の関係で４０億の財政支援のめどですとか、道から具体的な部分がなければ動けないというような部分でございますけれども、これについてもやはり今申し上げたような形の中で、この４０億についても、これは当初検討する中で約１００億程度同規模の自治体から見ると財政不足が生じると。そしてさらに、副市町長会議の中でこの７０、検討した結果７０億程度足りないというような状況が出たのですけれども、これはそれぞれ副市長、いや、市長会議、さらには空知支庁長等々との協議、指導の中で４０億まで圧縮されたというような状況がございます。ですから、必要最低限４０億程度の支援がなければ、この２市３町の合併協議には進展はないというような状況になります。この４０億に圧縮する中では、これはかなり各自治体の職員の数、さらには人件費等々についてもかなり絞り込んだ試算をしております。そんな状況の中で試算をしている状況でございますから、これらの要件が整わなければなかなかできないというような状況でございます。
　それから、さらなる連携の推進の検討というような部分の中で昨日申し上げましたのは、例えばというような条件つきでございます。例えば病院の連携の拡大ですとか、さらには消防の一部事務組合の構成自治体の拡大ですとか、それから給食センターの共同事業ですとかというような話をさせていただきました。今具体的にどういうことなのかというようなお話でございますけれども、実態としてこれ今消防組合については砂川、奈井江、浦臼、３構成自治体で運営しておりますけれども、上砂川と歌志内が単独消防を持っているというような状況の中でもう少し効率化を進めるために歌志内、上砂川について砂川地区広域消防組合に何とか加入できないのかというようなお話があって、これは昨年でございましたけれども、昨年お話があって、地域づくり懇談会開催中ですから、その前段で若干お話をし、懇談会集中論議をしている状況の中では中断をしております。ただしかし、これについては昨年の暮れからことしの１月程度にある程度方向性は見えてきているというような状況もございます。
　それからまた、具体的にというお話でございますけれども、まだそのほかの部分で特に具体的という部分についてはございませんけれども、今一言、ちょっと申し上げますと、ごみ処理施設の関係で歌志内にあるエコバレー等々が今値上げの問題と、さらにはその施設を廃止したいというようなお話もあります。そんな状況でこの２市３町、砂川地区保健衛生組合、さらには滝川を中心とする組合、それから深川を中心とする組合、この組合でそれぞれ協議を進めていくというような状況になっておりますけれども、まず前段としては砂川地区保健衛生組合の構成自治体の中で協議を進めていくと、こういうような部分も一つの連携になるのかなと、こんなように実は考えてございます。
　それから、今後のまちづくりの中で行政内部だけで行っていくのか、それとも地域住民を巻き込んでいくのかというようなお話でございますけれども、これについては今特徴的な部分が今ございません。ただ、第５期総合計画をつくる段階ではこれ市民の皆さんからアンケートをいただき、そして２１世紀初頭の総合計画でございましたから、２１人の委員さんにそれぞれご協議をいただいたというような状況がございます。これから第６期、２３年からの計画もそれぞれ策定していく前段の準備にもう既に取りかかっているような状況でございますけれども、場合によってはこの総合計画についてはそういうような形の中で市民の皆さんに参画をいただいた形の中でのまちづくりという部分も当然考えられることでありましょうし、また別な部分、特徴的な部分が出てきたら、市民の皆さんの意見を聞くというような場合も出てくるかというふうに考えております。
　以上申し上げましたけれども、答弁漏れがあれば指摘をいただいて再答弁したいと思いますので、よろしくお願いします。
○議長　北谷文夫君　市長。
○市長　菊谷勝利君　（登壇）　今私のほうに地域づくり懇談会を通じながら市町村合併、そして新しいまちづくりに対する思いをお話をしなさいというご質問だったと思うのですが、今回の市町村合併に対する質問の答弁は副市長のほうから詳しく答弁をさせてありました。それは、地域づくり懇談会の会議は、私だけではなくて副市長も実は会議に出席しておりますから、私も副市長も同じ答弁になるものだと。特に副市長にお願いして答弁をさせているのは、当時のまちづくりの合併のいわば問題を解決するために新しいまちづくりはどういうものかではなくて、１市２町が合併をしたとせば、財政状況からして合併に至るのかどうかが主たる課題になりまして、この地域づくり懇談会をしたということなのです。そこで、２市３町がいたしますと約３万９，０００人の人口になるわけでありまして、この３万９，０００人、砂川を含めてですけれども、約２８０億の歳入歳出で予算編成をしておると。ところが、２市３町の３万９，０００人と同じような市町村はどの程度の予算編成をしているかというと、１８０億であると。したがって、１００億がいわば削らなければ２市３町の合併は成り立たないということから、どうやって１００億を削るかということなのです。１回目は、財政担当の部課長会議を中心になって財政のいわば分析をしたわけでありますけれども、そのときは絞って７０億であったのです。ところが、首長会議をやったときに、それではだめだと、もっと削れないだろうかと。このときには事務担当者とせば、事務的にいうと限界であるから、もっと政治的に、どういう面をどう削るかは政治的な要素を含めるから、副市長会議にもう一歩上げて、そこで財政論議をすべきではないのかということになりまして、その中心になったのがうちの小原副市長であります。したがって、今回の市町村の地域づくりの中心的課題の役割を果たしたのは副市長なのです。そういう立場から今回の答弁を副市長にさせましたし、それからもう一つは、総務文教委員会に私は出ておりませんから、副市長がずっと答弁をしてきたということでございまして、そういうことから副市長に答弁をさせたということなのです。
　さて、その思いというものをちょっとお話し申し上げたいと思うのでありますけれども、きのう中江議員さんもちらっと言っておりましたけれども、何かこの市町村合併が新しく出てきて論議をしているということは、新しいまちづくりをするのであって、今やっているまちづくりは変わるのだというような表現をしながらちょっと質問があったような感じを受けたので、そうではないのです。市町村の事務の処理するに当たっては、地方自治法の２条の４項でこれは議会に基本構想を策定をして議会の議決要件をして、そしてそれに基づくいわばまちづくりをしなさいというのが背骨になっているわけです。したがって、私どもは、これはある意味では債務負担行為と同じように首長がかわろうと、市会議員がかわろうとこの期間の間は、１０年間なら１０年間、平成１３年から平成２２年度までは方針はもう既に出ているのですよと、したがってこれに基づくまちづくりをしなさいと、これは法で決められたものでありますから、年度途中、あるいは１０年の以内の途中で出てきた合併だから、大きく変わることはないのです。ただ、もちろん合併して新しいまちになれば、新しい新市計画をつくってやるわけでありますけれども、それがならない間は依然として１３年のいわば第５期総合計画に基づいてやっているわけです。砂川市は、昭和４１年から第１期いわば基本構想を描いて、私の平成１３年第５期総合計画ですね、今回の第５期総合計画の重点施策は５点ほど載せています。いわゆるまちなかの活性化から始まって病院の改築まであるわけですけれども、私は基本的に言えばこの５項目は大体前倒しでやってきていると思います。そして、大きな違いは、病院の実は改築であります。これは、ご承知のように病院は当時は１００億の実は予算でやるべき予算でありまして、基本設計までは１００億でありましたけれども、実際に実施設計になりまして１２０億になったと。そして、今回の物価等の高騰によりまして、特に鉄等の関係によりましてさらに７月に臨時議会をして２０億を上積みをして約１４０億の実は予算になったわけです。
　したがって、市債の関係も１６３億に実はふえているというようなことで、これを実は返すに当たっては５年で返すもの、３０年で返す、２つあるわけでありますけれども、過疎債は別として今お話し申し上げているのですけれども、こういうことで単純に言うと、１年に返済だけで１０億新しく財源を求めなければならないだろうと。あるいは、減価償却期間的にも大体１０億ぐらいあると、２０億はいわば今までの売り上げよりもふやしてもらわなければならない問題になってくるのだろうというふうになるわけです。ところが、この間私、総務文教委員会の資料にも出ておりましたように、約今病院は５億ほどの赤字をしておるというようなことで、これがいわば大きく病院の今までの計画との違いが出てきているなと。そういう意味で私は、一般会計のいわば事業を単に遂行することではなくて、病院の建てかえに応じていわば病院が一たん有事に対する一般会計でどういう役割を果たさなければならないかを考

えていったときに、単なる一般会計だけの物の考え方でなくて、病院の企業会計の特別会計を見ながら私は事業を進めていかなければならない、それが大きくこの第５期総合計画の当初と今と私は変わってきた点ではないだろうかなと。そういう意味でこれから一般会計のいわば事業についても、改めて慎重な上にも慎重を配しながら事業を進めていかなければならないのではないだろうかなというふうに思う。
　ただ、一方、昭和３３年の７月１日に砂川市制施行になってある意味では隆盛を積んできて、昭和３０年、３８年以降残念ながらずっと衰退をしてきているわけでありまして、ある意味では産業の転換が砂川に起きたわけです。農業がだめになった。大手企業が斜陽化になっていっていると。そういうことで雇用がだんだんなくなってきて、その雇用が公共事業の建設業に移行していっているわけですから、そういう意味ではお金がないから公共事業等の基盤整備を一切しなくていいのかというと、そんなことにはならないだろうと。したがって、病院の会計と同時に今の雇用の拡大に伴う方法の事業をどういうふうに転換をするのか、企業誘致としてもそう簡単なものではないわけでありますから。したがって、私どもはこれからもこれもやる、あれもやるということでなくて、まず財政の健全化を立てながら、いわば他の特別会計を見ながらやっぱり事業を進めていくと、これが私大きく今平成２２年度までの間に変わる大きな事業ではないのかなというふうに思っておるわけであります。私ども砂川のいわばまちづくりを言ってみれば遂行する立場にあるわけですけれども、次の時代の方々にもあのときはあんな失敗をしたではないかということのないように、慎重にも慎重を期しながらまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　私のほうから、地域防災計画について２点ほど質問がございましたので、順次ご答弁を申し上げたいというふうに思います。
　まず最初に、地域交流センターと新しい施設、または町内会等の施設、小さな施設についても避難所に指定できないのかというご質問でございます。防災計画の中ではいろんな災害を想定してございますけれども、多くの避難所、市内１０カ所指定してございますけれども、これを使うという想定されていますのは、砂川市の場合ですと、沼田砂川の活断層が砂川を通ってございます。このときの想定される最大震度が震度６強と言われています。なかなかそこまでは、阪神・淡路大震災程度ですから、実際に起こり得るのかというのはございますけれども、理論上は６強まで起こり得るということがございます。もしそのときになった場合には、ことし３月に議員さんにも砂川市の耐震改修促進計画をお配りしてございますけれども、この中で民間戸数で７，２６１戸ございますけれども、震度６強であれば、砂川の建物の中では全壊が１，６５０、あくまでも想定でございますけれども、１，６５４棟、それから半壊が１，９８５棟、それから負傷者については３１２名というような数字が出てございます。これらを想定しますと、ある程度砂川市の基準ではその地区の５割程度の方が収容できる施設、または駐車場の確保というのがございますので、地域交流センターについてはある程度条件を満たすのかなということで検討はしてみたいというふうには考えてございますけれども、小さな施設についてはそういうことにはならないだろうということで、これについてはちょっと指定は難しいというふうに考えてございます。
　それから、砂川高校の関係でございますけれども、道の施設でございますから、道との協議も必要でございますけれども、すぐ近くに砂川中学校がございますので、１次的には砂川中学校と。ただ、２次避難施設としては、砂川高校については道との協議もしてみたいなというふうには考えてございますけれども、住民の混乱も、近くにありますので、住民の混乱招きますので、１次的な新たな施設として指定する考えは今のところ持ってございません。
　続きまして、市民を巻き込んだ防災訓練ということで、これのスケジュール的なもの、また規模等をというご質問でございました。これにつきましても砂川市に自主防災組織、消防のほうで指導して５地区について指定をしてございます。これらとの協議も進んでいませんので、スケジュール的なものとかというのは相手もございますので、今申し上げることはできませんけれども、先ほど申し上げました耐震計画での規模を想定しますと、恐らく道路網、また通信網についてもかなり寸断されているという状況が想定されますし、市内でも火災が起きているという状況を想定しますと、行政または消防等がすぐには地域で防災の対応ができないと。できない間について地域でどこまでやれるのかというのは、当然訓練する必要があるだろうというふうに考えてございますので、これらについてはまだ内部的なものと、また消防との協議が、また地域との協議ができてございませんので、それらについては今後それらを交えて協議しながら進めていきたいというふうには考えてございます。
○議長　北谷文夫君　沢田広志議員。
○沢田広志議員　それでは最後に、市長からまちづくりの思いも含めて、今後もまちづくり、財政面含めて慎重に慎重を重ねながらというお話をいただいたということで、まずもって私は市長の思いというものを伝えさせていただいたのかなと思っています。
　そこで、市町村合併について１点だけ確認ということでお聞かせいただきたいのですけれども、地域づくり懇談会が７月の末に解散して以来、もうかれこれ１カ月以上たつのですけれども、今現在道のほうでは道議会もされておりますけれども、解散した後、道や空知支庁から何がしかの動きというのがあったのかどうか、その辺を聞かせていただきたいなと思います。
　それと、市町村合併ではなくて、地域防災計画について。私は、やはり今後消防とか地域との関係含めて協議をしていかなければいけないということでありますけれども、先ほど話があったように、自主的な地域防災組織が市内には５カ所あります。年に１回、２回、講習も含めて一生懸命やられているということも聞いておりますので、そういった地域も含めながら検討していただいて、ぜひすぐにはできないまでも防災計画の訓練計画をきちっと策定して実施をしていただきたいなというふうに思いますので、その辺の思いだけあるのであれば聞かせていただきたいと思いますし、以上３回目これで終わります。
○議長　北谷文夫君　副市長。
○副市長　小原幸二君　地域づくり懇談会解散の後の支庁なり道の動きというようなお話でございますけれども、正直申し上げまして、解散後空知支庁長が１回砂川市に見えております。それから、昨日でございますけれども、議会終了後に道の地域振興部長が実は見えております。その内容でございますけれども、地域づくり懇談会解散後の砂川市の考え方としてどう考えているのだというような実はお話でございました。私どもについては、今私ども考えていることについては、国なり道なりの支援がなければどうしようもございませんと、何とか道さん支援をしてくださいというようなお話をして終わってございます。
　以上でございます。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　全市的というわけにはいきませんけれども、先ほどの災害、申し上げた災害を想定しますと、ある程度地区を限定した中では、地域の中で行政機関が来るまでの間どこまでできるのかというのは訓練の必要があろうというふうに考えてございまして、他市でも実施してきているという状況もございますので、内部的に、または関係機関と協議をしながらやる方向で検討を進めていきたいというふうに考えております。
○議長　北谷文夫君　小黒弘議員。
○小黒　弘議員　（登壇）　それでは、一般質問をさせていただきます。私は、大きく２点についてお伺いをいたします。
　まず、１点目は、公営住宅についてであります。砂川市の公営住宅については、平成１３年度に公営住宅ストック総合活用計画が策定され、順次建てかえ等が行われています。また、今年度は南吉野団地Ａ、Ｂ棟の完成や石山団地の基本設計がまとまるなど順調に推移していますが、以下についてお伺いをいたします。
　まず、１点目は、現地建てかえを行うたびに各団地において空き地が目立つようになっていますが、北光、南吉

野、石山団地敷地における空き地はどのくらいの広さになっているのかをお伺いいたします。
　２点目は、最近の建てかえにおける１戸当たりの平均的な広さ及び費用はどのぐらいかをお伺いいたします。
　３点目、建てかえは鉄筋コンクリートづくりで行われておりますが、地場産業育成のためにも木造とすることはできないのかをお伺いいたします。
　続いて、２点目に、公共交通についてをお伺いいたします。砂川市は、今後急速に高齢化が進み、自家用車の利用は減少すると考えます。そこで、重要になるのが路線バス等の公共交通機関です。ところが、砂川バスターミナル経由路線の発着本数は減少し、不便になっています。また、各バス路線における便数も朝に集中し、それ以外は１時間に１本程度です。そこで、以下についてお伺いをいたします。
　１点目は、現状における砂川市の公共交通機関のあり方についてどのように考えているのか。
　２点目は、平成１９年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が制定され、地域におけるバス、乗り合いタクシー、鉄道など公共交通利用促進活動等多様な取り組みを総合的に支援し、地域公共交通の活性化、再生の取り組みを促進する補助金の交付が今年度より創設されましたが、その内容についてをお伺いいたします。
　以上です。
○議長　北谷文夫君　建設部長。
○建設部長　西野孝行君　（登壇）　ご質問の大きな１の（１）、北光、南吉野、石山団地敷地における空き地の広さについてお答えします。
　市では、建てかえや改善等の各種整備と適切な維持管理を計画的に進めていくため、公営住宅ストック総合活用計画を策定し、各事業の推進に努めております。現在進めている公営住宅の建てかえは、三砂ふれあい団地１号棟を除いて現地建てかえとしており、従前入居者の住みかえを基本とし、将来のニーズを考慮した公営住宅の戸数と型別等を設定しており、また土地の有効活用と建設費のコスト縮減を図るため、新しい公営住宅を既存の平家建てから２階建て、または３階建てで建設していることから、団地敷地に空き地が生じています。北光団地では、建てかえが完了し、既に空き地となっている面積が約１万２，０００平方メートル、南吉野団地は建設中でありますが、計画では約７，５００平方メートル、石山団地も同様に約７，０００平方メートルが空き地となる状況となっております。
　次に、大きな１の（２）、最近の建てかえにおける１戸当たりの平均的な広さ及び費用はどのくらいかについてお答えいたします。市が新たに建てかえをする公営住宅は、国の公営住宅等整備基準や北海道の環境共生型公共賃貸住宅整備指針等の関係法令、通達で定める水準を踏まえ、積雪寒冷地としての砂川市の地域特性や高齢化等が進行している入居者特性等に配慮して整備を進めていますが、ご質問について最近建てかえた三砂ふれあい団地１号棟と南吉野団地Ａ、Ｂ棟でご説明いたしますと、三砂ふれあい団地１号棟は鉄筋コンクリート造５階建てで、１戸当たりの広さは住戸専用部分の面積が平均で６２．８平方メートル、工事費が外構工事を除いて１戸当たり約１，３５０万円であり、南吉野団地Ａ、Ｂ棟は鉄筋コンクリート造２階建てで、同じく１戸当たり５８．４平方メートル、工事費が約１，３９０万円となっております。
　次に、大きな１の（３）、建てかえは鉄筋コンクリートづくりで行われているが、地場産業育成のためにも木造とすることはできないのかについてお答えいたします。木造の公営住宅の建設についても地域住宅交付金の対象となっており、道内では足寄町などで建設されております。木造公営住宅を採用している足寄町は、林業の町であるため、町の政策として地元産のカラマツを使用した公営住宅を建設しているものでありますが、公営住宅等整備基準を満たす必要があり、１戸当たり１，４００万円から１，５００万円の工事費となっております。工事費については、建設する地域により材料価格などに違いがあり、単純な比較はできませんが、国が定めている公営住宅の標準建設費で比較すると、木造の公営住宅は鉄筋コンクリート造に比べておおよそ１００万円ほど安く建設ができるものと思われます。しかし、鉄筋コンクリート造と木造の耐用年数が異なっており、鉄筋コンクリート造が７０年、木造が３０年であることから、住宅の維持管理に必要な修繕費、耐用年数を超えた更新時の除却費や建てかえ費用など、トータルなコストでは鉄筋コンクリート造が経済的であること、また鉄筋コンクリート造は木造に比べ構造、材料上の特性として遮音性が高く、耐候性にすぐれていることなどから、本市では公営住宅を鉄筋コンクリート造としておりますことをご理解いただきたいと思います。
○議長　北谷文夫君　市民部長。
○市民部長　井上克也君　（登壇）　大きな２の公共交通についてご答弁申し上げます。
　初めに、（１）、現状における砂川市の公共交通機関のあり方についてどのように考えているかについてご答弁申し上げます。まず、市外への公共交通機関でありますが、札幌、旭川方面へはＪＲでは特急が３０分置きに停車しており、また北海道中央バスでは札幌方面へ砂川バスターミナルまたは高速吉野から１時間に３本から４本の運行があり、都市圏への利便性は確保されているものと考えております。また、市内を中心とした近隣への公共交通機関は、現在北海道中央バスによる運行であり、高速道路経由を除いて市内路線は６路線で、砂川バスターミナルを中心に滝川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、新十津川町と近隣市町すべての路線が確保されているものと考えております。今後におきましても公共交通機関による市民の利便性の確保を図ってまいりたいと存じます。
　次に、（２）の地域公共交通の活性化、再生の取り組みを促進する補助金の内容についてご答弁申し上げます。平成１９年１０月１日施行の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選考の変化により、地域公共交通の維持に困難を生じていることなどの経済情勢の変化に対応し、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫を総合的、一体的、かつ効率的に推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的に制定されたものです。この法律の制定により、国では市町村を中心とした地域関係者の連携による取り組みを総合的に支援することとしており、平成２０年度から地域公共交通活性化・再生総合事業として支援事業が始まりました。
　補助金の主な内容は、１点目として地域公共交通総合連携計画策定経費について定額補助で上限が２，０００万円となっております。具体的に申し上げますと、この地域公共交通総合連携計画は、市町村、公共交通事業者、道路管理者、警察署、住民等で構成する協議会を設立し、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、計画策定に要する経費について補助するというものであります。
　２点目として、地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業に対して２分の１を補助するもので、期間は最大３年間であります。これは、地域公共交通総合連携計画に基づく地域公共交通活性化・再生総合事業計画の実施事業について最大３年間２分の１を補助するもので、具体的な事業メニューとしては鉄道、バス、乗り合いタクシーの実証運行のほか、公共交通の利用促進活動や新地域旅客運送事業の導入円滑化など、地域の創意工夫による事業を対象としております。
○議長　北谷文夫君　小黒弘議員の２回目の質問は、午後１時から行います。
　午後１時まで休憩いたします。
休憩　午前１１時５０分
再開　午後　１時００分
○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。
　午前中に引き続いて一般質問を続けます。
　小黒弘議員の２回目の質問を許します。
○小黒　弘議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。
　順序では公営住宅ですけれども、公共交通のほうからちょっと質問していきたいのですけれども、今部長のお話ですとかなり充実している公共交通機関というお話だったと思うのですけれども、確かに札幌、旭川方面というのは私

もＪＲも含めて充実はしていると思うのですけれども、私やっぱり市内はちょっと部長の認識とは違っていまして、路線そのものは結構あるのはあるのです。私、市内にバス停というのは一体幾つぐらいあるのかなとちょっと調べてみたのですけれども、これも結構１２号線を中心に、あと道道上砂川線、こちらのほうはやっぱり便数もそれなりにあります。バス停も国道だけでも南から北まで２１カ所ほどあったりとか、ただ問題は先ほども言いましたけれども、時間なのです。便数なのです。うちの場合、砂川市の場合ちょっとおもしろい傾向がありまして、南のほう、いや、北のほうというのは意外といいのですけれども、南になりますと上砂川線から先というのはさっきも言いましたけれども、朝はちょっといいのですけれども、それ以外というのは１時間に１本とか、道道上砂川線もいろいろなバスが何便かが行っていますので、まあまあいいのです。ただ、文珠砂川線の歌志内へ行く路線というのは、朝で１時間に１本、昼間になったらもう２時間に１本と、路線としてはあるのですけれども、正直言ってかなり不便なことは間違いないのです。

かといって、ではよそのまちと比較してどうなのということはまた別の問題なのですけれども、今後公共交通機関を利用する人たちの動向という点も私は注目しているのですけれども、いわゆる交通弱者という、と呼ばれる方々がどういう人たちかというと、まず１歳から１４歳まで、それと６５歳の人たちを一応交通弱者というふうに言われているのですけれども、砂川市の場合は全体的にこれからの人口というのは相当減っていきます。国立社会保障・人口問題研究所の調べによっても総体としては平成４２年には１万２，０００人、総体の数ですけれども、そんなような状況になっております。ただ、これ不思議なことにさっき言ったとおりの交通弱者という人たちの数は少しですけれども、ふえていくのです。このふえ方もこれはまた現実的にあらわしていることなのですけれども、１歳から１４歳まではかなり年間２００人ぐらいずつ減っていきます。ところが、６５歳以上の方々が年間２００から３００ぐらいずつふえるので、その交通弱者と言われている年齢層というのは人口総体がかなり落ち込んでいくのにふえていくという状態になるわけです。つまり全体の人口からしてみると、公共交通機関にこれから頼るであろうとする人たちの比率が高くなってくるということになるのです。

そんなような意味から含めて、これから公共交通機関のあり方をどう考えていくかというのは非常に大切な問題だろうというふうに私は思っているのですけれども、話がちょっと横にいくのですけれども、今回の予算委員会なんかの話の中ででも小学校、小中学校の耐震診断をやると、結果によっては補強したり建てかえの声もというような話になってきますね。ただ、このときに、では果たして本当に砂小みたいな古い建物を補強してそれでいいのかと。これから先ほど言いましたように１歳から１４歳人口というのが極端に落ちていく中で、学校の統廃合なんていうのは一つも考えなくていいのかという問題が必ず出てくるわけです。そんな議論の中で、では交通、足はどうするのだと、これもあわせて議論をしていかなければならない問題だと私は思っているのです。何でもかんでも補助金が出るから補強すればいいのだ、あるいは建てかえればいいのだという問題ではなくて、これからの人口動態、それから市民の足をどうするか、子供たちの数はどうなっていくのか、総合的な考えの中でまちづくりをそれこそ進めていかないととんでもないことになるというようなところがあって、特に市民の足ということに関しては、これが便利であれば砂川を狭く使っていけるのです。例えば中心市街地に来るにも来やすいということは、商業界にとってもいいでしょうし、本当にこれは大事な点としてこれから考えていかなければならないというふうに思います。

これまで公共交通機関に対する補助という、砂川市がどのぐらいお金を出しているかといいますと、焼山線、富平線、花月、砂川線で大体５００万ほど毎年出しています。それから、これも一つの交通弱者に対するサービスだと思うのですけれども、いわゆる敬老助成券です。こちらのほうで平成１８年度の決算では１，３００万ほど出しております。合計すると、大体年間１，８００万ほどの予算を使っているということになるわけですけれども、私ちょっと滝川の商店街が試みていたことをちょっと資料としていただいたのですけれども、滝川では商店街のショッピングバスというのを調査あるいは研究をしている段階がありまして、そのときは大体１日１０便で２１人乗りの小型バスで年間２６４日運行したとしてランニングコストが１，０５０万というような試算が出ています。当然利用者には１００円なり１５０円なりを払っていただくとすれば、そのものは削ってこられるということになるわけです。滝川はいろんなことを、新十津川もそうですけれども、いかに交通弱者に対してこれから公共交通機関をどうしていくかということをかなり真剣に考えていると思います。砂川も考えていかなければいけないことは、当然のことだと私は思っているのですけれども。

そこで、先ほど部長にお伺いをしました国土交通省の出している補助金の関係です。国も当然地方がこれから大変公共交通機関に頼らなければならない、あるいは大切にしなければならないということをよくわかっていまして、補助金を今回創設しているわけです。私は、今すぐ循環バスをやってくれと本当は言いたいですけれども、実は循環バスでもコミュニティーバスでも乗り合いタクシーでも、あるいはディマンド形式のバスであっても、何でもいいのです。とにかく市民の皆さんが、交通弱者の方々が中心街に来やすいように、病院に来やすいような、そんな仕組みを、まず実態を調査してほしい。そして、これからどういうふうにしていったらいいのか、先ほど言ったスクールバスの関係も一緒にあわせますけれども、このニーズとか調査を策定する、計画を策定するための事務費や何かで先ほど部長がおっしゃったとおりに上限額２，０００万円までの補助金というメニューも出てきましたので、ぜひこれを使っていただいて、今の現状、それから今後どう市民の足を確保していくのかということを一度真剣に検討していただけないものかというふうに思っています。先ほど補助メニューの内容をお伺いをいたしましたけれども、これやる気があるのかないのか、ぜひ２回目にはお伺いをしたいと思います。

２点目には、公営住宅のことなのですけれども、先ほどお話をお伺いしますと、空き地はかなり大きな面積今出ているような現状がお話しいただけました。北光、南吉野、石山を合わせますと２万６，５００平米、これ坪に直すと８，０００坪になるのです。８，０００坪というのは、普通の民家で１００坪敷地だとすると８０軒建つほどの大きな面積が今空き地として残ってしまっているのです。これがどれだけ大きいかというと、今すずらん団地が残っている区画が３６区画、あかね団地の残りは１９区画の合わせて５５区画なのですけれども、これよりもまだまだ多い空き地があいてしまっているのが今の現状なのですけれども、今回の石山団地の基本設計を見せていただけると、これ何でわざわざ広くある敷地を狭く使って建てなければいけないのかなと実は思っていまして、私も北光団地の空き地以来いろいろと民間の業者さんたちともお話をすることがあるのですけれども、ちょっと安くするからと、市長ではないのですから僕は権限はありませんけれども、安くするから少し広く買ってくれないだろうかというお話をしたりすると、なかなか公営住宅のそばの民間開発というのは難しいらしいのです。余り人気がないようなのです。そんなようなことからすると、この公営住宅を今まで平家だったものを２階に積んだり、３階に載せていったりするということは、当然あいたスペースが出てくる、しかも石山団地の場合は今まで１００人住んでいた人たちを今度、いや、１００戸あったものを４０戸にするというわけですから、当然空き地があいてくるのは間違いのないことなのですけれども、ただここで何で鉄筋コンクリートでなければいけないのかなとふと思ったのです。

先ほどお話の中で公営住宅１戸当たり大体１，３５０万から１，３９０万かかるというお話をお伺いしました。１戸当たりの広さは大体どのくらいかというと、南吉野を例にしましょうか、南吉野ですと１戸当たり１７．７坪、余り広いものではないのですけれども、実はこれ最近民間の一戸建ての坪単価というのは非常に安くなってきまして、幾らぐらいで一戸建てって建てられるのかという話なのですけれども、最近は外部給排水工事込みで坪３２万円ほどでできるそうです。これを先ほどの平均的な１７．７坪に当てはめますと、５６６万円で１戸建つのです。つまり公営住宅の１戸当たりのかかるお金との半分以下で一戸建ての、この広さでいけば一戸建てが建つのです。僕は、これをぜひやっていったらどうかなというふうに思っているのですけれども、鉄筋コンクリートの場合ですと、今回もそうですけれども、１億５，０００万ぐらいの工事、大体２社ぐらいのＪＶで済んでしまいます。もちろん内装や何かでは、いろんな方々がかかわるのはもちろんのことなのですけれども、普通の木造の建物であれば、普通の大工さん

でもかかわっていかれると思いますし、建てていかれると思うのです。もうだんだん、だんだん公共事業も少なくなって、先ほどのお話ではないですけれども、今後の財政推計からいうと、建設事業費というのは年間６億円ぐらいしか必要なくなるような推計が出ています。６億円、１００億ある中で６億円、今までに大体建設事業費２５億ぐらいやってきましたから、それが６億になっていくということは、うちに公共事業がほとんどなくなりますよって話なわけです。だからこそ１つの事業がいろんな人たちがかかわれるようなやり方をしていけばいいのではないかとも思います。そうしないと、さらなる人口の減少に拍車がかかってくるのではないかなというふうに思うのです。よく何年か前にワークシェアリングとかという言葉がありました。最近すっかり聞こえなくなりましたけれども、私はまさにその仕事のワークシェアをしていかにたくさんの人たちに仕事に、同じお金だったとしても、同じ公共事業費だったとしてもなるべく多くの方々に仕事にかかわってもらえるようなやり方というのを考えたらどうかなというふうに実は思いまして、今回この話をさせていただいたのです。もう一つ、それ今後どういうふうに、そういうことってできないものかどうなのかを２点目でお伺いするのですけれども。

あと、最近、ちょっと言いづらい話をしなければならないのですけれども、最近公営住宅が何棟か建ってきました。それを見る持ち家の人々からいろんなお話をお伺いするのですけれども、随分立派な建物が建ったし、何か中をのぞいてみるととても立派になっていると、あの人たちは一体どのくらいの家賃で入っているのだろうねなんていう話が聞いて、聞こえたりとか、最近は１戸１戸の菜園までついて、芝生がきれいになっていて、それが僕は悪いとは思いませんけれども、ただ持ち家の人たちにしてみると、何か最近の公営住宅というのは本当に気密性もいいし、それから集中排気ですか、そんなようなこともすべて最先端の技術というか、設備を整えてやっていると。いやいや、うちら戸建て古くなってくればペンキも塗らなければならないし、屋根も直さなければならないし、どうしてこんなに差が出てくるのだろうねなんていうお話があるのです。果たして住宅福祉という形で本当に抱え込めるほどかなと正直私も思うほどやっぱり立派になってきました。当然木造では半分以下でできるような建て方をしているわけですから、立派になるには当然のことでありまして、これは持ち家と公営住宅に住んでいる方々にけんかしろなんていうことではなくて、何かこのまんまでいいのだろうかなということをちょっと思うのです。これからも公営住宅に対しての建てかえなり何かは当然していかなければならないというふうに思いますけれども、今のこの同じやり方でいけば、人口も減ってくるし、今まであった広い土地を狭く建てていくわけですから、あく土地もどんどんふえてくると。財産といえば財産なのでしょうけれども、ちょっとそれはどうするのだろうというふうに思います。たった３つの団地でもう既に８，０００坪以上もの空き地が出てしまっている状況、これからもっと今まで公営住宅だったけれども、現地建てかえの可能性がないところというのも含めていったら、こんな数では全然、数字ではないと思うのです。もっともっと広い空き地ができているのだろうというふうに私は思うのですけれども、この空き地の今後の活用方法というのは一体どういうふうに考えているのか、その辺をお伺いをして２回目を終わりたいと思います。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　公共交通の関係でありますけれども、ただいま議員のほうから今後の少子高齢といいますか、そういう中にあって交通弱者と言われる方々が年々ふえていくと、そういう中で市民の足を守るということからいえば、やはり現状を分析して、やっぱり今後の課題というものを一度真剣に協議する必要があるのでないかというご質問であります。そのためには、そういった協議会の設置等ということであると思うのですけれども、今回この関係で国が示しました補助要綱の内容は、そういった現状を分析して、なおかつその課題を整理しながらどういうふうにこの公共交通機関を一体的に活用していくのかという計画を策定すると、その計画策定に当たっての補助であります。この協議会の関係でありますけれども、この協議会の考え方といたしまして、協議会参加者の協議結果の尊重義務というのもございます。これは、何かといいますと、やはり協議した形で計画がつくられる、その段階でやっぱりそういったものを尊重しなければならぬだろうということからいけば、当然そういった計画に盛り込まれた事業というものを実施したらどうなるのだろうと、そんなことからこの補助要綱では最大３年間に限って実証運行、これについても２分の１の補助を出すというようなものであります。

滝川市のお話もありましたけれども、滝川市もこの協議会を設立しまして、計画をつくって、その後３年間実証運行するのだという方向であります。地域性からいいますと、滝川市は現在も市内循環バス路線を持っております。そういう意味では、滝川市さんも今ある設備、あるいは今ある施設、そういったものを活用して市内の運行の経路、路線というものをこういうふうに一部変更すれば、あるいはここの路線を通せば、そういったもっともっと活用が図られるのでないのかというような検討になってくるのだろうと思います。そういう意味では、そういった設備、施設、言ってみればバス本体も中央バスで確保されておりますし、運転手も当然確保されている、そういう中で実証運行して整理をしようということでありますけれども、砂川市の場合そういった計画をつくって、それをやはり実証しなければその計画がただ計画で終わってしまうということからいけば、やはり実証を前提にした計画策定、そのための協議会という位置づけになるのでないかなというふうに思っています。そういう意味では、今後の展開になりますけれども、やはり実証運行ということになれば、便利は便利になるわけですから、それを運行をやめますということもなかなかこれは難しい状況になってくるのだろうなと。そういう意味では、やっぱり協議会を立ち上げて計画をつくるつくらないというのは、十分慎重に考えていかなければならないだろうということで考えてございます。そういった意味で今現在この協議会を設立してこれらの計画をつくるという状況にはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　建設部長。

○建設部長　西野孝行君　何点かのご質問がございました。まず、空き地の活用方法のご質問でございます。これにつきましては、石山団地の設計、あるいは南吉野団地のいわゆる建てかえ計画に当たりましては、まず経済設計、７０年もつ、これから７０年耐用する住宅を建てようとするわけで、土地の有効活用とともに、より安い住宅を建てようというような基本的な考え方で計画をしているものでございます。用途地域の制限があるものですから、２階建てということになっていますけれども、平家よりも２階建てのほうがコストが安くつくというような考え方も持ってそういう建てかえ計画にしているところでございます。

それで、空き地の活用方法、北光団地等々合わせて８，０００坪の空き地があるというご指摘でございますけれども、まず北光団地の事情を申し上げれば、北光団地につきましては当初は公営住宅を建設する計画でありましたけれども、今の残地のところですが、需要がなくなったということで途中で計画変更を行いまして空き地となっているものでございます。あそこの活用については、内部でもこれまで検討をしてきてございますけれども、現在の財政状況下では公共用地としての活用は現在では、現段階ではなかなか計画できないということで民間への売却ということも考えて検討してきているわけですけれども、あそこの事情は実はまず用地確定測量ができていないということであります。それから、住宅用地として売却するためには下水道、水道、道路等々が必要になってきますけれども、あそこは下水道施設も布設をしなくてはいかぬ、水道施設も布設をしなくてはいかぬというような状況にございまして、他の公社用地を含めてそういう基盤をつくっている土地がある中で販売すると、造成をするということはなかなか適当ではないということで、そういう基盤整備に要する費用に見合った需要が出てきた場合に基盤整備を行って売却をしようというような今現在の考え方にございます。

それから、南吉野団地と石山団地、ここについても現在空き地が発生する状況にありますけれども、この両団地につきましてはそれぞれ近くに文教施設、南吉野団地でいけば中学校もございます。それから、体育館も近くにございます。立地のよい場所というふうに思ってございます。一定の需要が見込めるだろうというふうな考え方を持ってございますが、あそこの団地につきましてはすべてを今売却しようとするときには下水道施設、道路造成が必要になってきますけれども、そういう基盤整備をしなくてもいい部分もあるわけです。既存の施設を活用できる部分があるわ

けで、仮に、まだ民間に売却するということを決定しているわけではございませんけれども、仮に売却をするということになりましたら、そういう段階的な考え方を持って協議検討をしてまいりたいというふうに現段階では思っているところでございます。石山団地も同様な状況でございまして、近くに子どもの国もございます。学校もございます。立地のよい場所だというふうに考えてございますが、同様に基盤整備を行わなくても売却できる部分があるというようなことで、売却の方針が正式に決定した場合にはそういった段階的に考えていくということで検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、民間では半分以下で建設できるというご指摘の件ですけれども、私どもの市内の実績の資料を持ってございますけれども、市内ではここ２年の平均でいきますと、坪単価三十五、六万円で建っているようでございます。これは、平均価格でございます。それで、この平均価格で南吉野団地のＡ、Ｂ棟と同じ規模の面積のものを建設した場合に、これは大体今の南吉野団地よりも４５０万程度安く建設できるだろうというふうな試算をしてございます。入札を行えば、議員さんおっしゃるような坪単価まで落ちてくる、そういう可能性はあるかと思います。しかし、一方でこの南吉野団地の建設には国の交付金を受けておりますけれども、これが戸当たり６３０万程度、これは外構を除いてですけれども、６３０万円程度の補助金、交付金を受けてございます。

それから、先ほどトータルコストのことも言いましたけれども、そのほかにちょっと地域住宅交付金のことをご説明をさせていただきたいと思うのですが、現在公営住宅、地域住宅交付金４５％の補助率ですけれども、これを受けて建設をしているわけですが、この仕組みにつきまして若干ご説明をさせていただきます。

まず、従来からの補助対象でありました建設工事あるいは改善工事、これらをまず基幹事業というふうな位置づけをしてあります。してございます。そして、地域独自の住宅政策に基づくものに対しても提案事業ということで補助金を受けているところでございます。この提案事業としてはどんなものがあるかといいますと、老朽公営住宅の建設、いや、除却費ですとか、あるいは駐車場の整備費ですとか、ハートフル住まいるの事業ですとか、あるいは今火災報知機等々の設置もしてございますけれども、こういったものだとか、あるいは団地内の道路だとか、こういったものに対して提案事業として交付金の補助を受けているわけですけれども、この提案事業に対する交付金といいますのは、交付金は、まず基幹事業を行うことが前提となっているということでございます。それから、基幹事業の１９％まで４５％の補助を受けれるという仕組みなものですから、基幹事業の事業費によって提案事業の交付金が影響してくるということでございますので、これが公営住宅の建設事業を行わないということになれば、これら提案事業に対する影響が出てくる、受けられなくなってくるということでございます。ちなみに、平成２０年度の提案事業に対する交付金については約２，２００万円ほど予定をしているところでございますけれども、これはあくまで公営住宅の建設等々を前提とした交付金であるということをまずご理解いただきたいと思います。

それから、公営住宅の家賃対策といたしまして、家賃低廉化事業補助というものがございまして、民間の近傍同種の家賃と入居者の家賃負担額の半分の補助を受けてございます。これは、平成１８年度から、以降の建設した公営住宅に対して補助されているものでございますけれども、平成２０年度はふれあい団地と南吉野団地のＡ、Ｂ棟ができましたので、これの７カ月分、合わせてこれも大体約２，２００万円程度の補助を見込んでございます。これもこれから公営住宅が建設しないとなれば、これらの補助も受けられなくなると、今後のものに対してですけれども、そういうことでございます。ですから、建設費の比較だけではなくてこういったものを総合的に考える必要がございまして、私どもの試算の中では交付金を受けて建設するほうが有利だというふうに考えているところでございます。

それから、木造の住宅を建てれば、いろんなもっともっとすそ野を広げた工務店に受注機会を与えることができるということでございます。そのとおりでございますが、私どもはいわゆる建設業の振興ということとともに、やはりもう一方では経済的な設計、経済的な建設というものをもう一方では要求をされているわけでございまして、その辺についてもご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、持ち家の人からというお話がございました。実は、公営住宅が立派だということでありますけれども、この公営住宅整備基準ができた経緯といいますのは、戦後から昭和４０年にかけて住宅の絶対量が不足していたというときに、量的な充足を図ろうということで簡易な住宅をたくさんつくってきた、それが諸外国からはウサギ小屋というようなやゆをされるようなことになりまして、それが昭和５０年に公営住宅の整備基準ができたわけですけれども、そういった反省、あるいは国民の全体の生活水準が上がってきたというようなことで最初の整備基準が昭和５０年につくられまして今日に至ってきているということでございます。

それから、公営住宅だけがということでございますけれども、決してそうではなくて、国の住宅関連予算を見ますと、住宅金融公庫に対する給付金というのが国の住宅関連予算の６割を占めていまして、そのほか公営住宅を含む公的賃貸住宅ですとか、市街地開発事業に対して４割が配分されているという内容になってございまして、住宅金融公庫については断熱ですとか、あるいはバリアフリーですとか、そういったことを行う場合にはさらに低利な融資がなされているということで民間住宅に対しても配慮がなされているということでございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長　北谷文夫君　小黒弘議員。

○小黒　弘議員　きょうはちょっと哀れな一般質問になりまして、答弁いっぱいされると僕のしゃべる時間はもう本当になくなってしまいましたけれども、これも一つの手かなというふうには思いますけれども。

政策なのだと思うのです、市長。さっきの公共交通機関のことも部長はっきりとつくらないとおっしゃったけれども、本当にそれでいいのだろうかと僕は思うのです。交通弱者、みんな、僕も含めて車持っている人はそれほど感じていないのですけれども、実はうちのまちは南北に長くて不便なところは本当に不便でお年寄りはとても苦労をしています。少なくともこれからの公共交通機関はどうあるべきなのだということぐらい検証してもおかしくないし、それからそれが全く一般財源でやるものかといえば、こうやって補助金の話ししていますね。補助金だったら、何十万円の補助金でもすぐ食らいつくのが砂川市ではないのですか。せっかくこうやって２，０００万円もらえるような補助金あって、実態調査をして、でもこれで実際のこと言ってうちはやっぱりできないねと言ったからといって補助金返せなんて話ではないです。せっかくこういう機会があるのに、お年寄りが本当に困っているのに、そういうことをやってみてもいいのではないのという話です。

もう一つ、公営住宅の関係は、何で半分以下でできるのですか、できるのですよと言ったかといえば、補助金がなかったとしてもやれないことはないということなのです。それによって本当に小さな大工さん、小さな工務店、そこも仕事ができるような、仕事がきっかけとしてできるようなことになれば、それは何よりではないのという僕の気持ちです。事務的にどうのこうのの話ではなくて、市長は一体こういうことをどういうふうに考えるのだろうなというのはとても興味があって、思っています。今までのきょうの一般質問の話でいくと、どうも砂川市は単独でいかざるを得ないようだというお話があるようですけれども、僕はこうやって団地をこれから建てかえていくたびに土地がどんどん余っていくのです。では、これあかね、すずらんもそんなにたくさん売れていないのに、今部長がおっしゃったように、すぐ売れていくかといったら、売れないですよ、正直言って。いや、それこそ南吉野なんていうのは、上砂川の人たちにとってみれば非常にいいところです。石山団地も歌志内からすぐそばですよね。市長、僕らはというか、砂川は今山のほうに住んでいらっしゃるほかのまちの方々にもっと便利なうちのこの砂川に住んできませんか、住みませんかという話ってもう断ち切ってしまっていいのでしょうか。僕は、ぜひぜひ便利なところに住んでもらって、しかもうちの空き地が皆さんのためにもなるのです。そういう形でいけば、道だって道営住宅建ててくれるかもしれないし、補助金だってくれるかもしれないではないですか。そういう話をこれから一切うちは単独でやるのですといって６億の事業費でこつこつ、こつこつとやっていくしかないのだろうかという意味も含めてです。

公共交通機関の話だったって、ほかのまちと公共交通機関の便がよくなればそんな距離は感じられないはずです。

ただ、地域づくり懇談会ではこんな話一つも出なかったと思います。そのまんまで今回の合併論議が終わるのだとすれば、本当にいいのかなというふうに思っているのですけれども、市長、公営住宅の関係、あるいは公共交通機関の話、何かありませんか。
　以上です。
○議長　北谷文夫君　市長。
○市長　菊谷勝利君　（登壇）　最初に、市営住宅、公営住宅についてご答弁申し上げたいと思いますけれども、私が市長になって一番最初に関心を持ったのは、小黒議員さんと全く同じことを考えてございました。それは、端的に言うと、私個人がうちを建てるとすると建築費がこの程度だと、どうして公営住宅がそんなに高いことになるのだろう。しかも、建設省で公営住宅の家賃の決定が変えました。かつては、国が補助をした分を除いた分を家賃にはね返るという計算であります。したがって、公営住宅に対する市の負担というのは原則的にないことになっています。ところが、今回は変わりまして、いかにどういう高い住宅建設費であっても収入に応じて家賃決定をすると。そこで、私が担当者に言ったのは、まずどうやったら家賃の少ない人がいわば一般会計からの税を使わないでやれるかと、それをまず考えなさいと。それから、公営住宅は砂川、北海道でも早いうちに取り組んでいまして、昭和３０年代の前半にこの法律ができてすぐ取りかかっておりまして、１，６００から実は公営住宅があるわけです。しかも、年々人口が減少していっている関係から、改めて市営住宅、公営住宅のあり方という戸数をまず決めなさいと、そういうことで１，４００は決めたわけです。しかも、もうちょっと変わりますと、家賃は今最終数字はわかりませんけれども、大体所得に応じると２万前後ぐらいしか、しかと言ったら失礼で、２万ぐらい払っていますから年間２４万です。１，３００万の半分の補助だって７００万からあるわけです。２４万を７００万いただくとしたら、本当に減価償却と、なおかつうちが見れないけれども、家賃を取らなければならないようなものを、それで私全国のいろいろ新聞など見たときに公営住宅の大変安くできているところがあるから、その当時建設部長行って見てきなさいと言ったら、いや、法的、今建設は法的にいろんな制約があってなかなかできないという状況下に実はあって、やっぱりそれも難しいのか。ですから、我々もう少しどうやったらいわば所得に応じる家賃に相当する建物にできるかと、もう少し今小黒議員さんからあったように研究をさせていただきたいというふうに思いますし、それから土地の部分については率直に言って僕は売りなさいと言っているのです。ただ公営住宅の用地を売ったとしても、それは一般会計で使えるものではなくて、あくまでも公営住宅そのものに使わなければならぬ。ですけれども、私は毎年何千万から出して修繕、維持にかかっているよと。したがって、それを売ることによって修繕、維持に回せば、実質的に一般会計で使わないことになるのではないのということで、家賃は、土地そのものはいわば値段に値するだけのものでなくて、もっと安くても思い切って、そして区画を一々うちで区画すると大変お金かかるから、できれば大手の不動産屋さんなんかに売れないものなのか。ぜひ建築の担当の者は、そういう不動産なんかを回ったりしてなるべく売るというようなことをやっぱりやっていかなければならないのではないのかということで、小黒議員さんのおっしゃっていることはもう十分、私この１０年市長になってずっと考えて、朝から晩までと言っても、担当者に言っています、今後とも研究したいというのは。
　それから、交通の関係ですけれども、おっしゃること十分、これからそういう時代だし、そういうふうに思っていますし、私もかつて議員のときは、いわば乗り合いタクシー制度という法律できて、それが何とかならないかと言った経過もあるのですけれども、まず私はこういうこと言うとあれなのですけれども、僕は中央バスに一議員のときに陳情に行ったのです。何とかバスを走ってほしい、例えば晴見団地から出してほしいとか。そのときに言われたのは、あなた方は勝手に団地造成をして、後で困ったらバスを通してくれということはいかがなものでしょうかと。そうではなくて、事前にここの交通はどういうふうに将来なっていくのだ、そしてもしも出れない、出さないとすれば市はどういう立場をとる、自分で車を出すのか、あるいは補助を出すのか、そういうようなものを考えながらやっぱり団地造成というものをしていかなければだめなのですよということを言われた経過ある。その後晴見団地に一時出したけれども、ただなかなかお客さんがいないものですから、年々補助が大きくなっていくということなものですから、担当者と内々に話していますけれども、将来考えたらこれだけの体力というものを今の砂川であるのだろうかということになると、なかなか難しいと。したがって、現時点ではなかなか即小黒議員さんのおっしゃるようにそういう補助、助成を出してまでやれるかどうかという難しい状況で、いましばらくお待ちくださいと言うけれども、時代的に言えば、今の交通弱者の方に対する今後の対応というものはいやでも応でも考えていかなければならない問題にはなるのだろうと。しかし、今は少し難しい状況に、行革している立場からすると難しい状況あるけれども、ただ言われていることは、私どもと考えていることはまさに一緒でありまして、それこそ常々我々政策の中で取り入れていきたいけれども、やはり先立つものの問題を考えると、なかなか実施できないというのが現状なので、内部的にも今後ともその辺のめり張りをつけた政策というものをしていかなければならない問題もありますから、十分ひとつ検討させてほしいと思います。
○議長　北谷文夫君　一般質問はすべて終了いたしました。

◎散会宣告
○議長　北谷文夫君　本日はこれで散会いたします。
散会　午後　１時４８分